

法人実務 ニュース

令和5年2月25日

第536号

教務部宗教法人課

～昨年の7月26日の実務研修会でご講演頂いた内容を数カ月にわたり掲載させていただきます～

第40回宗教法人実務担当者研修会

「宗教法人の管理運営について」(4)

文化庁宗務課専門官 平桑正利

◆公告を行わなかった場合

では、公告を行わなかった場合にはどうなるのかといいますと、公告をせずに「境内建物もしくは境内地である不動産又は財産目録に掲げる宝物」を処分した場合、その行為は無効となりますし、代表役員は法人に対して義務違反の責任を負うこととなりますのでご注意ください。しかしながら宗教法人法や規則に定められている手続きを行われていなかったことを知らない相手方や第三者に対しては契約の無効を主張できません。仮に契約をなかったことにすることについて合意を得られなかったとしても、それに伴う損害賠償の請求を法人は相手方や第三者から起こされる可能性があります。また、これらによって法人に損害を与えた場合、代表役員や責任役員はその責を負うこととなりますので、特にご注意くださいと思います。仮に公告を行わなかった場合、宗教法人法により過料の処分を受けることもあります。

5、規則の変更

(1)規則変更の認証申請に必要な書類

先に一番大事なポイントを申し上げます。実際の申請にあたっては、規則変更を思い立った時点であらかじめ所轄庁と相談されることをお勧めします。例えば、規則変更の内容によっては規則内での矛盾が発生してしまうなど明らかな問題が生じたり、不明瞭な書き方になってしまったり、タイプミスによる誤字脱字がある場合には、所轄庁の担当者から助言を申し上げたり修正をお願いすることがあるからです。また、申請が必要な書類については、一般例としては資料記載のようになりますが、規則変更の内容によって変わる可能性があるため、具体的にどのような書類を準備する必要があるのかについても、所轄庁とあらかじめ連絡調整しておいた方が、後々の手続きもスムーズに進み、事務に要する労力も少なく済むのではないかと思います。私は文部科学大臣所轄の法人を担当しておりますが、規則変更のご相談があれば、はじめに「規則変更理由書」、「新旧対照表」、「現行規則」のご提出をお願いし、提出された資料をもとに、今後どのような資料が必要になるかなど、法人とキャッチボールしながら規則変更の手続きを進めて行くこととなります。

(2) 規則変更の手続き

規則変更の手続きでございますが、先ほど申し上げましたとおり、まずは所轄庁の方にご相談ください。責任役員会の議決、包括宗教団体の承認、総会、総代会等の同意などの法人内部の手続きを経た上で規則変更申請書を所轄庁に提出します。所轄庁は申請書類の審査を行い、受理通知や変更認証を行った上で、変更認証書、変更認証した規則を交付するという流れとなります。

(3) 規則変更認証申請において注意すべき点

「規則変更認証申請において注意すべき点」として、まず事業開始に関する規則変更についてご説明します。規則に記載する事業としては、規則変更後直ちに実施するもの及び近い将来行うことが確実なものを記載し、単に事業を行うことができる旨の規定や将来の希望は記載しないでください。また、境内地、境内建物を利用して事業を実施する場合は、宗教法人法や規則に従い、必要に応じて財産処分に関する手続きを経るとともに、宗教法人なのか事業を行う専門業者なのか見分けがつかないくらいに事業に重きを置いたり、いかがわしい事業や法人の財政に打撃を与えるような危険性の高い事業に手を出したりしないよう、ご注意ください。あくまでも、本来の宗教目的を果たすために必要な資金を得るために、事業を付随的に行うものというご認識をお願いいたします。

事業開始に関する規則変更

- ・事業を実施することが確実な段階であること
- ・境内地、境内建物を利用して事業を実施する場合は、必要に応じて、財産処分に関する手続きを経ること

(つづく)

法律・専門相談室開催のご案内

教会が当事者となる法的な問題を弁護士にご相談いただけます。

毎月25日 午後2時～ 場所：教庁

弁護士 別城信太郎 先生

弁護士 山浦 美卯 先生

完全予約制です。相談を希望される際は、事前に当課までご連絡ください。

電話番号0743-63-2157(担当：原田)

編集後記

先日、本部勤務者の童心会のボウリング大会が開催され、本部勤務者とゲストとして大亮様御家族も参加されました。私も学生の頃は結構行っておりましたが、久しぶりにボウリングをし、ゲームが終わると、腕や足腰などが痛くなり日々の運動不足を痛感しました。童心会スポーツ大会の意義である、お借りしている身体を元気に使わせていただけることへの喜びを感じさせていただいた大会でした。(太)

発行 天理教教務部宗教法人課

〒632-8501 天理市三島町1番地1

専用番号 0743-63-2157 内線番号 5208、5209

FAX番号 0732-63-3804 【教務部共用】

